

ボーイスカウト指導者講習会の名称並びに目的に関する教育規定の改正について

「指導者訓練体系の再構築」の一環として、現行の定型的な訓練コースを見直し、新指導者訓練制度の確立に向け、段階的に新しい訓練を実施することとし、平成20年度より、これまでの指導者導入訓練である「ボーイスカウト指導者講習会」を「ボーイスカウト講習会」として、名称と目的を改正し新しい内容で展開してくために、下記の通り、教育規定を改正することとなりました。

記

現行 教育規定 7-4 性格と対象

ボーイスカウト指導者講習会（以下「講習会」という。）は、指導者になろうとする18歳以上の者を対象として開設し、参加者がスカウト教育の原理と基本的な方法について正しく理解することを目的とする。

改正後 教育規定 7-4 性格と対象

ボーイスカウト講習会（以下「講習会」という。）は、18歳以上の者を対象に指導者導入訓練として開設し、体験を通して参加者がスカウト運動の概要とスカウト教育の原理と基本的な方法について知ることを目的とする。

<改正事由>

広く一般の方が参加しやすく、わかりやすい内容の指導者導入訓練とするために、名称を「ボーイスカウト講習会」とし、目的を改正する。

※広く参加していただくために、「指導者になろうとする」という条件を削除する。

※指導者導入訓練における本講習会の位置づけを明確にするため「指導者導入訓練」という文言を入れる。

※「行うことによって学ぶ」手法の実践を強調するため「体験を通して」の文言を入れる。

※導入訓練の学習段階を「理解する」から「知る」とした。「理解する」段階は、基礎訓練で行うこととした。

※規定の改正に伴い、その他関連する規定の表記「ボーイスカウト指導者講習会」を「ボーイカウト講習会」とする。

2-14、6-15、6-36、6-43、6-69、6-76、6-103、6-138、7-2、7-14-3